

郡山市社会福祉法人・社会福祉連携推進法人・社会福祉施設等指導監査実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第56条、第70条及び第144条、生活保護法（昭和25年法律第144号）第44条、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第18条、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第10条及び第48条、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の17及び第46条並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第19条第1項の規定に基づく社会福祉法人（以下「法人」という。）、社会福祉連携推進法人（以下「連携推進法人」という。）、社会福祉施設及び福祉サービス提供事業者（以下「施設等」という。）に対する指導監査（以下「監査」という。）の実施に関する事項の大綱を定め、監査の統一性及び総合的な実施を確保することにより、法人、連携推進法人及び施設等の適切な運営の確保を図ることを目的とする。

(監査対象)

第2条 監査の対象とする法人、連携推進法人及び施設等は、次のとおりとする。

- (1) 社会福祉法第22条に規定する法人
- (2) 社会福祉法第128条第1号イに規定する連携推進法人
- (3) 別表に掲げる施設等

(監査の実施機関等)

第3条 監査は、保健福祉総務課長が所掌し、保健福祉総務課並びに法人、連携推進法人及び施設等を所管する課が実施する。

(監査の連携)

第4条 保健福祉部長（以下「部長」という。）は、監査の統一かつ円滑な実施を図るため、保健福祉部の部長、次長、こども部の次長、保健福祉総務課長及び監査の対象となる法人、連携推進法人及び施設等を所管する課長（以下「所管課長」という。）で構成する連絡調整のための組織を設け、監査に係る必要な事項等を協議するものとする。

2 前項の組織の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(監査方針)

第5条 部長は、毎年度当初に当該年度の監査の基本方針及び重点着眼事項を設定し、所管課長に通知するものとする。

(実施計画)

第6条 保健福祉総務課長は、第1号様式により毎年度の4月末日までに当該年度の監査の具体的実施計画を策定するものとする。

(監査の種類)

第7条 監査の種類は、一般監査及び特別監査とする。

(監査の方式)

第8条 監査は、実地監査の方法により実施するものとする。ただし、一般監査の場合において監査を効果的に実施するため必要と認められるときは、集合監査の方法（法人、連携推進法人及び施設等の担当役職員を招集し、監査項目を限定し短期間に監査を行う監査の方法をいう。）を用いるものとする。

2 法人及び連携推進法人の監査については、保健福祉総務課職員2名以上をもって構成する監査班が行うものとし、そのうち1名は、係長相当職以上の者とする。

3 施設等の監査については、原則として、保健福祉総務課職員及び当該施設等を所管する課の職員の2名以上をもって構成する監査班が行うものとする。

(一般監査の種類)

第9条 一般監査は、定期的実施する監査（以下「通常監査」という。）及び是正又は改善措置状況を直接確認することを目的とする監査（以下「確認監査」という。）により行う。

(通常監査)

第10条 通常監査は、次のとおりとする。

(1) 法人

ア 毎年度法人から提出される報告書類により法人の運営状況を確認するとともに、前回の指導監査の状況を勘案し、以下の事項を満たす法人に対する通常監査の実施の周期については、3年に1回とする。

(ア) 法人の運営について、法令及び通知等（法人に係るものに限る。）に照らし、特に大きな問題が認められないこと。

(イ) 法人が経営する施設及び法人の行う事業について、施設基準、運営費並びに報酬の請求等に関する大きな問題が特に認められないこと。

イ アにかかわらず、アの(ア)及び(イ)に掲げる事項について問題が認められない法人において、会計監査人による監査等の支援を受け、会計監査人の作成する会計監査報告等が次に掲げる場合に該当する場合にあっては、市が毎年度法人から提出される報告書類を勘案の上、当該法人の財務の状況の透明性及び適正性並びに当該法人の経営組織の整備及びその適切な運用が確保されていると判断するときは、通常監査の実施の周期を、次に掲げる周期まで延長することができる。

(ア) 社会福祉法第36条第2項及び同法第37条の規定に基づき会計監査人を設置している法人において、同法第45条の19第1項及び社会福祉法施行規則第2条の30の規定に基づき作成される会計監査報告に「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」（除外事項について改善されたことが確認できる場合に限る。）が記載された場合 5年に1回

(イ) 会計監査人を設置していない法人において、社会福祉法第45条の19の規定による会計監査人による監査に準ずる監査（会計監査人を設置せずに、法人と公認会計士又は監査法人との間で締結する契約に基づき行われる監査であって、会計監査人による監査と同じ計算関係書類及び財産目録を監査対象とする監査をいう。以下同じ。）が実施され、当該監査の際に作成された会計監査報告に、「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」（除外事項について改善されたことが確認できる場合に限る。）が記載された場合 5年に1回

(ウ) 公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人（以下「専門家」という。）による財務会計に関する内部統制の向上に対する支援又は財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援を受けた法人において、専門家が当該支援を踏まえて作成する書類として別に定めるものが提出された場合 4年に1回

ウ アにかかわらず、アの(ア)及び(イ)に掲げる事項について問題が認められない法人のうちイに掲げる場合に該当しない法人において、苦情解決への取組が適切に行われ、次に掲げるいずれかの場合に該当する場合にあっては、良質かつ適切な福祉サービスの提供に努めていると市が判断するときは、通常監査の実施の周期を4年に1回まで延長することができる。

(ア) 福祉サービス第三者評価事業を受審し、その結果について公表を行い、サービスの質の向上に努めていること（一部の経営施設のみ福祉サービス第三者評価を受審している場合においては、法人全体の受審状況を勘案して判断する。）又はISO9001の認証取得施設を有していること。

(イ) 地域社会に開かれた事業運営が行われていること（例えば、福祉関係養成校等の研修生の受入れ又は介護相談員の受入れに加え、ボランティアの受入れや地域との交流が積極的に行われていること等。）。

(ウ) 地域の様々な福祉需要に対応した先駆的な社会貢献活動に取り組んでいること。

エ 新設立の法人に対する通常監査については、設立年度又は次年度において、当該法人の設立後速やかに実施する。

オ 法人の運営等に関する問題が発生した場合や、毎年度法人から提出される報告書類の内容から当該法人の運営状況に問題があると認められる場合については、実施計画にかかわらず、必要に応じて指導監査を実施する等適切に対応する。

(2) 連携推進法人

ア 毎年度連携推進法人から提出される報告書類により法人の運営状況を確認するとともに、前回の指導監査の状況を勘案し、運営について、法令及び通知等に照らし、特に大きな問題が認められない連携推進法人に対する通常監査の実施の

周期については、3年に1回とする。

イ アにかかわらず、連携推進法人の運営について、法令及び通知等に照らし、特に大きな問題が認められない連携推進法人であって、会計監査人等の作成する会計監査報告が次に掲げる場合に該当する場合にあっては、市が毎年度連携推進法人から提出される報告書類（独立監査人の監査報告書並びに監査実施概要及び監査結果の説明書として後述する書類を含む。）を勘案の上、当該連携推進法人の財務の状況の透明性及び適正性並びに当該連携推進法人の経営組織の整備及びその適切な運用が確保されていると判断するときは、通常監査の実施の周期を、次に掲げる周期まで延長することができる。

なお、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。）第60条第2項又は同項及び法第127条第5号ホ（2）の規定に基づき会計監査人を設置している連携推進法人（以下「会計監査人設置連携推進法人」という。）が会計監査人による監査を受けたとき又は会計監査人を設置していない連携推進法人が会計監査人による監査に準ずる監査（会計監査人を設置せずに、連携推進法人と公認会計士又は監査法人との間で締結する契約に基づき行われる監査であって、会計監査人による監査と同じ計算関係書類及び財産目録を監査対象とする監査をいう。以下同じ。）を受けたとき、これらの連携推進法人は、一般法人法第107条第1項に規定する会計監査報告及び監査の実施概要や監査の過程で発見された内部統制の重要な不備等を記載した報告書（以下「監査実施概要及び監査結果の説明書」という。）を会計監査人等から受領するものとする。

（ア） 連携推進法人において、会計監査報告に「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」（除外事項について改善されたことが確認できる場合に限る。）が記載された場合 5年に1回

（イ） 会計監査人を設置していない連携推進法人において、会計監査人による監査に準ずる監査が実施され、当該監査の際に作成された会計監査報告に、「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」（除外事項について改善されたことが確認できる場合に限る。）が記載された場合 5年に1回

ウ 新たに認定を受けた連携推進法人に対する通常監査については、認定を受けた年度の次年度において、連携推進法人による計算書類等の届出が行われた後に実施する。

エ 連携推進法人の運営等に関する問題が発生した場合や、毎年度連携推進法人から提出される報告書類の内容から当該連携推進法人の運営状況に問題があると認められる場合については、実施計画にかかわらず、必要に応じて指導監査を実施する等適切に対応する。

(3) 施設等

ア 保護施設

原則として2年に1回実施するものとする。ただし、適正な施設運営がおおむね確保されていると認められる施設の周期については、3年に1回とする。

イ 老人福祉施設

原則として3年に1回実施するものとする。

ウ 障害者支援施設

原則として2年に1回実施するものとする。ただし、適正な施設運営がおおむね確保されていると認められる施設の周期については、3年に1回とする。

エ 児童福祉施設等

原則として毎年実施するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、新設の法人、連携推進法人及び施設等に対しては、新設の時からおおむね3年の間毎年継続して通常監査を実施する。

3 通常監査を行う旨の監査対象の法人、連携推進法人及び施設等の代表者（以下「法人理事長等」という。）に対する通知は、通常監査の実施期日の1か月前までに第2号様式により行うものとする。

4 保健福祉総務課長は、別に定める様式により通常監査の実施期日の7日前までに、監査資料を提出するよう法人理事長等に求めるものとする。

5 保健福祉総務課長は、通常監査の実施に当たって、その実効を期すため、必要に応じ社会福祉法第36条第1項又は同法第127条第5号ロ（4）に規定する監事の立合いを求めるものとする。

6 通常監査の監査班の上席者は、監査の終了後、関係役職員の出席を求め、講評及び必要な指示を行うものとする。

（確認監査）

第11条 確認監査は、必要に応じ随時実施する。

2 確認監査の通知は、監査期日直前又は監査当日に第2号様式により行う。

3 確認監査については、前条第5項及び第6項の規定を準用する。

（指導監査事項の省略）

第12条 次のいずれかに該当する場合は、会計管理に関する監査事項の一部を省略することができる。

(1) 社会福祉法第36条第2項及び同法第37条の規定に基づき会計監査人を設置している法人並びに同法第45条の19に規定する会計監査人による監査に準ずる監査を実施している法人において、当該監査の際に作成された会計監査報告に「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」が記載されている場合。

ただし、「除外事項を付した限定付適正意見」である場合は、除外事項に関して、理事会等で協議の上、改善のための必要な取組を行っているかについて、指導監査

において確認するものとする。

- (2) 専門家による財務会計に関する内部統制の向上に対する支援や財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援を受けている法人については、専門家が当該支援を踏まえて作成する書類により、会計管理に関する事務処理の適正性が確保されていると市が判断する場合。
- (3) 会計監査人設置連携推進法人又は会計監査人による監査に準ずる監査を実施している連携推進法人において、当該監査の際に作成された会計監査報告に「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」が記載されている場合で、計算関係書類、財産目録、独立監査人の監査報告書並びに監査実施概要及び監査結果の説明書を確認できた場合。

ただし、「除外事項を付した限定付適正意見」である場合は、除外事項に関して、理事会等で協議の上、改善のための必要な取組を行っているかについて、指導監査において確認するものとする。

(特別監査)

第13条 特別監査は、正当な理由がなく一般監査を拒否した法人、連携推進法人又は施設等、一般監査の結果、特に問題があると認められる法人、連携推進法人又は施設等及び内部告発等により特に必要があると認められる法人、連携推進法人又は施設等に対し、実施する。

- 2 特別監査は、部長が定める特定事項について、改善が図られるまで継続的かつ重点的に監査を実施する。
- 3 特別監査の通知は、一般監査の例により、事前に第2号様式により行う。ただし、特別監査の目的と効果を勘案し、必要と認められるときは監査当日に通知を行う。
- 4 法人又は連携推進法人に対して特別監査を行うときは、必要に応じて当該法人又は当該連携推進法人を所管する課の職員の立会いを求めるものとする。
- 5 特別監査の監査班の上席者は、監査の終了後、関係役職員の出席を求め、講評及び必要な指示を行うものとする。ただし、監査班の上席者は、必要に応じて、現地での講評や必要な指示を行わないことができる。

(監査結果の復命)

第14条 監査担当職員は、監査終了後、速やかに第3号様式により所管課長へ復命することとする。

(一般監査の結果の通知及び措置)

- 第15条 一般監査の結果については、文書をもって法人理事長等に対し通知するものとする。この場合において、是正又は改善を要する事項があるときは第4号様式により通知し所要の措置を求めるものとする。
- 2 前項の指示事項に対する是正又は改善措置の状況については、法人理事長等に対し期限を付して第5号様式による報告を求めるものとする。

- 3 保健福祉総務課長は、報告を受けた是正又は改善措置の状況をその都度関係所管課長へ合議する。
- 4 保健福祉総務課長は、是正又は改善措置を終えていないと認められる事項については、所管課長への指導の依頼又は確認監査を行うものとする。
- 5 所管課長は、前項の規定による依頼を受けたときは、法人理事長等に対し必要な指導を行い、その結果を第6号様式により、依頼を受けた日から2か月以内に保健福祉総務課長へ報告する。

(特別監査の結果の通知及び措置)

第16条 特別監査の結果の通知及び是正又は改善措置の状況については、前条の規定を準用する。

- 2 準用した前条の規定による法人理事長等からの報告があったときには、保健福祉総務課長はその改善内容を精査するとともに、必要に応じ指導を継続する。
- 3 改善に対する報告が期限内に提出されないとき、又は改善の事実がなく、若しくは改善を怠っていると認められるときは、部長は、法令の定めるところによる行政処分を行うための手続きを進める。

(監査結果の報告)

第17条 保健福祉総務課長は、監査の結果を、第7号様式により当該監査の属する年度の翌年度の4月末日までに部長へ報告するものとする。

附 則

この要綱は、平成22年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

監 査 対 象 施 設 等

1 保護施設 生活保護法第38条第1項第1号	救護施設
2 老人福祉施設 老人福祉法第5条の3	(1) 特別養護老人ホーム (2) 軽費老人ホーム (3) 養護老人ホーム
3 障害者支援施設 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項	障害者支援施設
4 児童福祉施設等 児童福祉法第6条の3第9項、第10項、第12項及び第7条第1項並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項	(1) 保育所 (2) 母子生活支援施設 (3) 家庭的保育事業 (4) 小規模保育事業 (5) 事業所内保育事業 (6) 幼保連携型認定こども園